



AMENDMENT #1

to the NOTICE OF RACE

NoR 18 追加

ドーピングコントロール

ドーピングコントロールは、世界アンチ・ドーピング規程に従って行われる。またドーピング検査は、大会会場で行うことがある。20歳未満の日本人参加選手はドーピング検査に対する親権者の同意書を日本セーリング連盟への提出していること。（定型の書式は日本アンチドーピング機構の web サイト取得可能）

Organizing Authority

NoR Amendment # 1 13 October/2020